

湖南省学校給食センター
調理等業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和元年10月

湖南省教育委員会

湖南省（以下「市」という。）では、令和2年度から湖南省学校給食センターの調理等業務を民間事業者へ委託するため、下記の通り、公募型プロポーザル（企画提案）方式による民間事業者の募集を行います。

この実施要領は、調理等業務委託に係る民間事業者の募集に関して、必要な事項を定めたものです。

なお、この実施要領と併せて交付・公表する次の資料も本実施要領と一体の資料とし、これらを含めて「実施要領等」と称します。

仕様書：市が事業者へ要求する具体的な業務仕様を示すもの

様式集：提案書等の作成に使用する様式を示すもの

添付資料：本業務に関する添付資料

1 委託件名

湖南省学校給食センター調理等業務委託

2 目的

学校や幼稚園及び保育園、こども園の給食の質を維持し、より安全でおいしい給食を子どもたちに提供するため、教育の一環として学校給食の意義を理解し、優れた調理技術や衛生管理能力、業務効率性を確保する民間事業者を選定することを目的とします。

3 対象の施設

施設名	湖南省学校給食センター
所在地	湖南省夏見 1029 番地
建物構造	鉄骨造 2 階建
建物面積	敷地面積 6,942.54 m ² 1 階 2,839.86 m ² 2 階 774.54 m ² その他 54.39 m ²
システム	ドライシステム
調理品目	1 献立制（米飯及び副菜 2～3 品／日調理）他、アレルギー対応調理
配食校数	小学校 9 校・中学校 4 校 幼稚園 2 園・保育園 4 園・こども園 2 園 （保育園の対象は 3～5 歳児の給食）
調理食数	約 5,800 食／日
センター調理稼働日数	約 236 日／年（保育園給食の稼働日数）
給食提供開始日	令和 2 年 4 月 8 日（予定）

4 業務内容

具体的な内容は、「湖南省学校給食センター調理等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

- (1)調理・炊飯業務
- (2)配缶業務
- (3)配送回収業務
- (4)洗浄消毒業務
- (5)残菜及び厨芥等の処理業務
- (6)清掃及び日常点検業務
- (7)衛生管理業務
- (8)ボイラー運転管理業務
- (9)その他付帯する業務

※本委託業務に含まれない業務

- ・献立作成業務
- ・食材調達業務
- ・給食費徴収等業務
- ・廃棄物回収業務
- ・施設設備等保守点検維持管理業務

5 委託期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

ただし、令和2年3月23日から31日までを業務委託の準備期間とし、発注者と協議の上、受託者の負担において委託業務開始までに万全な態勢を整えるものとする。

6 受託事業者

公募型プロポーザル（企画提案）方式により選定・実施します。

7 応募資格

(1)資格要件

応募事業者は、次の要件を満たしていることが条件です。

- ①本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- ②令和元年度の湖南省の役務（給食・食堂運営）に登録があり、大量調理施設での調理等業務委託の一日当たりの平均食数が合計で5,000食以上となる実績を有していること。
- ③製造物責任法（平成6年法律第85号）の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険（PL保険）に加入していること、または本委託業務開始まで

に加入すること。

(2) 応募事業者の制限

次に該当する者は、応募事業者となることはできません。

- ① 湖南省の入札参加停止に関する要綱に基づく入札参加停止措置期間中である者。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- ③ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた場合は、この限りでない。
- ④ 最近 1 年間の法人税、消費税及び市町村税を滞納している者。
- ⑤ 過去 5 年以内に、学校給食業務又は大量調理施設において、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の営業停止処分を受けた者。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者。

(3) 応募資格の確認

応募事業者の確認は、参加表明書の提出日を基準とします。ただし、応募資格確認後から審査結果の決定日までに応募者の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合には失格とします。

(4) 応募に関する留意事項

- ① 応募事業者は、提案書の提出をもって実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。
- ② 応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とします。
- ③ 応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとし、通貨単位は円とすることとします。
- ④ 応募事業者から実施要領に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属します。ただし、市は当該事業選定及び公表等に限り、実施要領等に基づき提出される書類の内容を無償で使用するものとします。
- ⑤ 提出された書類については、変更できないものとし、またその理由に係らず返却しません。
- ⑥ 市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の範囲内であっても、市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または、内容を提示することを禁止します。
- ⑦ 参加表明書提出日から受託事業者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当する場合の応募は、無効とします。

- a) 応募事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
- b) 一の応募事業者が複数の提案を行った場合
- c) 同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合
- d) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- e) 虚偽の内容が記載されている場合
- f) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- g) 著しく信義に反する行為があった場合

(5)その他

- ①市が提出する資料及び質問への回答書は、本実施要領等と一体のものとして、同等の効力を有するものとします。
- ②本実施要領に定めるものの他、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募事業者に通知します。

8 応募手続

事業実施のスケジュールは、以下のとおりです。ただし、受付等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日には行いません。

(1)応募書類等の公表	令和元年 10 月 23 日
(2)参加表明書受付	令和元年 10 月 25 日～11 月 5 日
(3)募集要項等に関する質問の受付	令和元年 10 月 29 日～11 月 5 日
(4)質問の回答	令和元年 11 月 8 日
(5)現地見学	令和元年 11 月 6 日～11 月 8 日
(6)提案書類の受付	令和元年 11 月 11 日～11 月 15 日
(7)プレゼンテーション (予定)	令和元年 11 月下旬
(8)審査結果通知・業務委託事業者の決定 (予定)	令和元年 11 月下旬

(1)応募書類等の公表

実施要領等の公表を湖南省ホームページにおいて次のとおり行います。

- ① 公表期間 令和元年 10 月 23 日 (水)～令和元年 11 月 5 日 (火)
- ② 公表資料
 - a) 実施要領
 - b) 仕様書
 - c) 添付資料

(2)参加表明書の提出

応募事業者は、次により提出してください。

- ① 提出期間 令和元年 10 月 25 日 (金)～令和元年 11 月 5 日 (火)
(土・日・祝日を除く) 午前 9 時～午後 5 時
- ② 提出先 湖南省学校給食センター 湖南省夏見 1029 番地

- ③ 提出書類 a) 参加表明書（兼参加資格審査申請書）（様式2号） 1部
b) 様式2号記載の添付書類 各1部

④ 提出方法 直接持参するものとし、それ以外の方法による提出は認めません。

(3) 実施要領等に関する質問の受付

本実施要領等の内容に関する質問は、応募を予定する事業者が行うものとし、次のとおり受け付けます。

① 質問書（様式1号）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出してください。

電子メールアドレス kyusyoku@city.shiga-konan.lg.jp

※タイトルは「給食センタープロポ質問書（会社名）」とすること。

※質問書送信後、必ず電話により着信確認をすること。

② 受付期間は、令和元10月29日（火）～令和元年11月5日（火）午後5時迄

(4) 質問の回答

質問の回答書は、令和元年11月8日（金）までに、参加表明者全員に電子メールで回答します。なお、電話及び口頭等の個別対応は致しません。また、無用な混乱を招くことが危惧される時は、質問に回答しないことがあります。

(5) 現地見学の実施

提案書を提出する事業者を対象に、参加希望があれば現地見学を実施します。現地見学の参加希望事業者は次により申し込みしてください。現地見学は参加希望事業者それぞれ個別に行います。

① 日時 令和元年11月6日（水）から8日（金）の午後2時から午後5時まで

② 場所 湖南省学校給食センター 湖南省夏見1029番地

③ 申込方法 現地見学参加申込書（様式18号）を電子メールにより提出してください。日時等については参加表明書に記載されたメールアドレス宛に通知します。湖南省からの日時通知メールの受領確認を電子メールにより湖南省に報告すること。

電子メールアドレス kyusyoku@city.shiga-konan.lg.jp

※タイトルは「給食センター現地見学申込書（会社名）」とすること。

※申込書送信後、必ず電話により着信確認をすること。

④ 申込受付期間 令和元年10月25日（金）～令和元年10月31日（木）午後5時迄

⑤ 参加人数 1事業者につき3名までとします。

(6) 提案書の提出

応募事業者は、次により提出してください。

① 提出期間 令和元年11月11日（月）～令和元年11月15日（金）

（土・日・祝日を除く）午前9時～午後5時

② 提出先 湖南省学校給食センター 湖南省夏見1029番地

- ③ 提出書類 提案書および見積書（様式3号～15号） 正1部・副10部
- a) 原則としてA4判・縦型・横書き・左閉じとし、ページ番号を付けること。
 - b) 提案書については、社名・会社のロゴ等を表示しないこと。
 - c) 各様式枚数制限の範囲内にて、評価項目について記載すること。
 - d) 見積額は下記の金額の範囲内（5年間分総額）であること。

施設名	金額
湖南省学校給食センター	752,371千円（消費税抜き）

- e) 見積額が「前項d」を超える場合、又は異常に少額であるなど、本委託事業の適正な履行に支障があると判断した場合は失格とする場合がある。
 - f) 見積書に記載する委託料の金額は、消費税及び地方消費税を含めずに記載すること。
 - g) 見積書（様式16号）を先頭に、職種毎の人件費、保健衛生費、現場経費、管理費等、詳細な積算内訳書（様式任意）を添付すること。
 - h) 見積内容は提案書等と同一のものとし、仕様書に基づき作成すること。
- ④提出方法 直接持参するものとし、それ以外の方法による提出は認めません。

(7)参加辞退届

参加表明書の提出後に辞退をする場合は、参加辞退届（様式17号）を提出すること。

9 資格審査及び提案の選考

湖南省プロポーザル方式等による業者選定実施要綱第6条の規定に基づき、湖南省学校給食センター調理等業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置して、下記の審査方法や「委託業者選定審査基準」に基づいて審査を行い、総合的に最も優れた事業者の選定を行います。

(1)審査方法

①参加資格審査

応募資格の確認審査を参加資格審査申請書等により、この募集要項に記載している応募事業者の備えるべき要件を満たしていることを確認します。なお、資格不備の場合は失格とします。

②提案選考審査

ア)基礎審査

選定委員会は、提案書類等に記載された内容が、次の項目を満たしていることを確認します。これらの項目を一項目でも満たさないことが確認され

た場合には、失格とします。

- ・提案書全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬や矛盾がないこと。
- ・提案書全体について、様式集に沿った構成となっていること。
- ・当該提案に関連する各様式（別添「様式集」参照）に示す項目に対する提案の内容が仕様書を満たしていること。

イ) プレゼンテーション及びヒアリングによる審査

選定委員会は、基礎審査において選定された応募事業者を対象に、1事業者ずつプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行います。

プレゼンテーションに際して、パワーポイントの使用は可能ですが、その表示内容は提案書の抜粋とし、提案書に記載のない表示を行ってはならない。

- ・日 時 令和元年11月下旬予定
- ・場 所 別途通知します。
- ・時 間 1提案者につき30分程度を予定
概ね、プレゼンテーション20分とヒアリング10分程度
- ・出席者 3名までとします。
- ・準備物 パソコン等を使用する場合は、各自準備すること。
(プロジェクター及びスクリーンは市で準備するので、必要な場合は事前に湖南省学校給食センターへ連絡すること。
準備・撤収は、審査前後の10分間の休憩時間に行うこと。

ウ) プレゼンテーション及びヒアリングを行う順番は、提案書の受付順とします。

エ) 選定委員（出席委員）は、プレゼンテーション、ヒアリング及び提案書等に記載された内容、見積書及び会社概要等について、「委託業者選定審査基準」により採点を行って総合評価点で順位付けを行います。

(2) 委託業者選定審査基準

評価値は①企業評価（配点60点）、②技術力評価（配点100点）、③事務局評価（配点20点）、④コスト評価（配点20点）とし、次のとおり計200点満点で評価するものとします。

①企業評価（配点60点）

評価項目	評価の観点	評価方法	配点
a) 経営状況	・財務健全性（売上高、経常利益、自己資本比率、流動比率等） ・技術者数	様式4号の審査	10
b) 業務実績	・大量調理業務受託実績	様式5号の	20

	(大量調理施設、学校給食施設(センター方式・自校方式)) ・調理業務における炊飯実績 ・調理配送業務一括受託実績	審査	
c) 企業理念	・学校給食に対する基本的な考え方 ・学校給食の意義や特色に対する理解度 ・学校給食調理業務に取り組む意欲	様式6号の審査	10
d) 危機管理体制	・食中毒や調理事故、異物混入等発生時の対処体制及び防止対策 ・生産物賠償責任保険(PL保険)等の損害賠償制度の加入グレード ・災害時対応	様式7号の審査	20

②技術力評価(配点100点)

評価項目	評価の観点	評価方法	配点
a) 提案内容的確性	・学校給食の専門性、安定的な提供に関する実施方針 ・サービス水準	様式8号の審査	10
b) 人員配置体制	・配置人数、組織体制 ・業務責任者や食品衛生責任者等の配置 ・配置者の資格、経験内容 ・地元採用計画 ・従事者の休暇や急な欠員等における代替者確保体制 ・学校等の長期休暇中の保育園給食の体制 ・作業工程表、作業動線図	様式9号の審査	25
c) 衛生管理体制	・事業者としての衛生管理対策や考え方 ・指導、検査体制 ・従事者の健康管理対策	様式10号の審査	25
d) 研修計画、移行準備等	・従事者に対する巡回指導及び研修計画 ・受託から給食開始までの従事者研修計画 ・給食開始までのスケジュール	様式11号の審査	10
e) 配送及び回収業務体制等	・配送業務上での安全管理や衛生管理体制 ・事故発生時でのバックアップ体制等 ・配送車両の安全面及び衛生面等での仕様	様式12号の審査	10
f) アレルギー対応食	・類似対応施設実績 ・人員配置計画	様式13号の審査	5

	・実施体制		
g) 食育の充実、学校との交流企画	・食育の充実関連活動 ・学校等との交流企画	様式14号 の審査	5
h) 地域振興	・従業者の雇用及び地域振興 ・配送回収業務の地元業者の採用	様式15号 の審査	10

③事務局評価（配点20点）

評価項目	評価の観点	評価方法	配点
学校給食の専門性	・工程管理 ・作業工程表、作業動線図 ・衛生管理 ・アレルギー対応食調理体制	企画提案による審査	20

④コスト評価（配点20点）

評価項目	評価の観点	評価方法	配点
受託コスト	・配置人数 ・経費負担内訳	様式16号 の審査	20

(3) 選定委員、関係市職員との接触の禁止

応募を予定する事業者及び提案者は、選定委員、関係市職員と本件提案についての接触（当然に、公募に関する質問等、正当な行為を除く。）を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格とする場合があります。

(4) 審査結果の通知及び公表

審査における選定結果は、選定対象者全員に通知します。また、選定結果は市ホームページに公表します。なお、審査方法及び審査内容、審査結果に対する異議は認めません。

(5) 優先交渉権者の決定

市は、選定委員会の審査結果を踏まえて、審査で最も評価点の高い企画提案を行った事業者を、優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行います。優先交渉権者が契約を締結しない場合は、評価点の高い応募事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した応募事業者と契約を締結します。

(6) 委託金の決定

本プロポーザルにより選定した事業者を相手方として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。

(7) 再募集

審査の結果、適切な候補事業者がないときは、「適切な候補事業者なし」として、再募集を行う場合があります。

10 提案書等に関する条件

(1) 遵守法令等

- ①学校給食法、食品衛生法、労働基準法等の労働関係法令、その他関連法規等
- ②学校給食衛生管理基準（文部科学省）、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）、その他関連要綱等
- ③湖南省学校給食センター設置条例、湖南省学校給食管理運営規則等の市例規
学校給食センター関係の市例規は、湖南省ホームページトップページの「条例・法規等」から湖南省例規集、体系目次第7編第2章学校教育から確認することができます。
- ④湖南省が作成した業務上マニュアル
湖南省学校給食における食物アレルギー対応マニュアル
湖南省学校給食における食中毒発生時の対応マニュアル
湖南省学校給食安全マニュアル
及び今後整理する業務上のマニュアル等

(2) リスク分担方針

契約締結後の市と事業者の主なリスク分担方針は、以下のとおりです。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その方針を示したものです。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	事業者
事業の中止・延期	市の指示によるもの	○	
	事業者の事業放棄、破綻		○
不可抗力	大規模な災害や暴動等による履行不能	○	
許認可等	事業実施に必要な許認可取得等の遅延等		○
計画変更	事業内容の変更	○	
運営費上昇	計画変更以外の要因による運営費用の増大		○
施設損傷	事業者の責に帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
需要変動	実施条件を超える需要変動	○	
	上記以外		○
調理事故・異物混入等	事業者の責に帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
性能	要求仕様不適合		○

(3) 事業実施

受託事業者は、業務の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合は、速やかに市に報告するものとし、その場合の措置は次のとおりとします。

①事業者の債務不履行の場合

事業者の責めに帰すべき事由により、債務不履行又はその懸念が生じた場合には、

市は事業者に対して修正勧告を行い、一定期間内に修復策の提出及び実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかった時は、市は契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求することができることとします。

②市の債務不履行の場合

a) 市の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった時は、事業者は契約を解除できることとします。

b) 前号において、事業者が契約を解除した場合、事業者は市に対し、これにより生じた損害賠償を請求できることとします。

③当事者の責めに帰すことのできない事由により継続が困難となった場合

不可抗力又は事業者の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、市及び事業者双方により業務継続の可否について協議します。一定期間内に協議が整わないときは、相手方に対する事前の通知により、市又は事業者は契約を解除できます。

(4)消費税の取扱い

法令等の改正により消費税等の税率が変動した場合、改正以降は変動後の税率により計算するものとします。

1 1 事務局

この募集に関する事務局は、次のとおりです。

湖南省 教育部 教育総務課 学校給食センター

(住所) 〒520-3288 湖南省夏見1029番地

(TEL) 0748-72-3185

(FAX) 0748-72-1180

(E-mail) kyuusyoku@city.shiga-konan.lg.jp

対応時間 午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)